第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の八第七項の改正規定中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」を「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条を削る改正規定を削る。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十二条の二を改め、同条を同法第二十三条とする改正規定中「第二十二条の二中」を「第二十三条中」に、「次条」を「第三十一条」を「第二十五条から第三十三条まで」を「第三十二条及び第三十三条」に、「「第二十三条」を「第三十一条」に、「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする」を「改める」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条から第三十条までの改正規定及び同法第三十条の二を削る改正規定を次のように改める。

第二十四条から第三十一条を次のように改める。

**第二十四条から第三十一条まで**　削除

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の改正規定中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十二条の改正規定中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十三条第一項の改正規定を削る。

附則第一条第四号ハ中「第四十一条の二十一第十一項第二十四号」を「第四十一条の二十一第十四項第二十四号」に改め、同条第五号リ中「第百四十七条」の下に「、第百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第百二条の改正規定を除く。）」を加え、同号ワ中「及び附則第百三十六条」を「並びに附則第百三十六条及び第百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第百二条の改正規定に限る。）」に改める。

附則第九条第三項中「同条第十一項」を「所得税法第二百三条の六第八項」に、「旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する」を「当該」に改める。

附則第二十条第五項中「次項」を「第五十八条第一項」に、「同条第四項」を「令和二年改正法附則第二十条第四項」に改め、同条第六項中「最終の連結事業年度」の下に「終了の日の翌日の属する事業年度」を加え、「終了の日の翌日の属する事業年度」を削り、同条第十一項中「第五十七条第六項から第八項まで」を「第五十七条第六項、第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項」に改める。

附則第六十八条第一項中「同項に」を「租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に」に、「同条第五項第七号」を「新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号」に改める。

附則第八十八条第三項及び第百二条第三項中「、新租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「第六号」を「第四号」に、「から新租税特別措置法」を「から同法」に、「（新租税特別措置法」を「（同法」に改める。

附則第百十三条第一項中「には、同号」を「には同号」に、「連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の四第一項」を「四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号」に、「とする」を「とし、四年新措置法第四十二条の四第十九項第六号の三に規定する試験研究費の額には同項第六号の二に規定する基準事業年度に該当する連結事業年度の四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする」に改める。

附則第百十三条の次に次の一条を加える。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十三条の二**　四年新措置法第四十二条の六第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して四年新措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書（以下附則第百十九条までにおいて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の六第三項又は四年旧措置法第四十二条の六第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2　四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までにおいて「連結親法人」という。）による連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3　四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の六第四項の法人に係るものを含むものとする。

4　四年新措置法第四十二条の六第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第百三十条までにおいて「確定申告書」という。）に四年新措置法第四十二条の六第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

附則第百十四条第一項中「四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する」、「（以下附則第百十九条までにおいて「青色申告書」という。）」、「四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する」及び「旧法人税法第二条第三十二号に規定する」を削り、同条第二項中「四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までにおいて「」、「」という。）」及び「（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）」を削り、同条第四項中「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第百十五条の次に次の二条を加える。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十五条の二**　四年新措置法第四十二条の十二の四第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人